

平成 29 年度石垣市幼稚園・認定こども園給食調理業務委託給食食材発注指示書

1. 総則

石垣市幼稚園・認定こども園給食調理業務委託の履行にあたっての給食材料(以下「食材料」という)の発注については、食品衛生に関する法令等を遵守することはもとより、幼稚園給食の趣旨を十分に理解し、この発注指示書に基づき適正に行うこと。

2. 帳票類の作成について

食材料の選定・発注・納品・検収・支払・アレルギー関係資料等食材料に伴う帳票類は全て当該給食実施後3年間保管し、常に委託者へ報告できる状態にすること。

3. 食材料の選定

食材料の選定については、食材料の安全性・経済性を確保するため、次の事項を遵守すること。

(1) 経済性

- ①食材料は著しく高価なものを除き、国産とし、可能な限り地元産の物を採用すること。
- ②複数の業者より見積を徴収し、経済的な方法において契約すること。また、複数業者より見積を行った際の見積書を保管すること。

(2) 安全性

- ①消費期限を遵守し可能な限り新しい食材料を採用し使用すること。
- ②可能な限り食品添加物(着色料・漂白剤・甘味料・酸化防止剤・乳化剤・保存料・製造用剤等)を含まない製品を採用すること。
- ③牛肉・豚肉・鶏肉については、流通経路を確認すること。

(3) アレルギー対応

- ①使用する食材料の納入業者より必ず成分表を徴収し、アレルギーの情報(卵・大豆・小麦・乳製品)を書面にて確認すること。
- ②確認したアレルギーの情報は、給食実施の2ヶ月以上前に委託者へ報告すること。

4. その他

この指示書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて委託者及び受託者が双方協議の上、これを定めるものとする。